R８．１０．２３

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。）

沼津市立第五中学校いじめ防止基本方針

互いに関わり合いながら高め合う人間関係のなかで、安全で安心して学べる教育環境をつくる。

そのために、次の３つの取組を実践する。

Ⅰ（いじめ未然防止のための日常の取組）

Ⅱ（早期発見のための取組）　Ⅲ（早期対応の取組）

＜学校いじめ対策組織＞　校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭

＜相談窓口＞　第五中学校　921-1555

校長　教頭　生徒指導主事

Ⅰ【いじめ未然防止のための日常の取組】

１　生徒自身がいじめについて考え、話し合う場の設定

・学校生活（行事・授業）を通した考える場の設定。

２　明るい挨拶、美しい言葉遣いの習慣化

・他への思いやりの心、共に過ごす歓び。
・元気でさわやかな挨拶を目指した指導。
・時間、言葉遣い、整理整頓の指導。

３　いじめが起こりにくい集団づくり

・認め合い、励まし合う望ましい集団づくり。
・リーダーの育成と感動ある学校行事の開催。

４　心の教育の充実化

・礼儀と節度を育む道徳教育の充実。
・ネットモラルに関する指導。

Ⅱ【早期発見するための取組】

〇共感的な人間関係の醸成

・生徒の個性を尊重し、相手の立場に立った人間味ある温かい指導を行う。
・日頃から生徒一人一人とのふれ合いを大切にする。

〇校内連携体制の充実

・学級（教科）担任や養護教諭は、小さなサインを見逃さないように、きめ細かい情報交換を日常的に行う。
・SC や児童生徒支援員と連携し、生徒の SOS をつかみ、チームで支援していく。
・生徒指導研修やケース会議等の実施

〇アンケート調査等の実施や保護者との連携

・年間を通して、いじめに関するアンケートや、教育相談等を実施し、実態を指導に生かす。
・保護者と丁寧に連絡を取り合う中で、いじめを見抜き、早期対応につなげる。
・学校運営協議会にて地域と生徒の様子を共有。

Ⅲ【早期対応の取組】

〇管理職への報告、初動対応の決定

・いじめを察知したら、学年主任・生徒指導主事への報告・協議をする。
・校長、教頭へ迅速に報告し、初動対応の方法を決定する。
・情報の提供者に配慮する。

〇関係生徒からの事実の確認

・複数の教員で対応し、個別に話を聞く。
・共感的に聞き、事実を確実につかむ。

〇いじめ対策委員会において対応方針の決定

・いじめた生徒、いじめられた生徒に対する具体的な対応や指導の手順等を検討する。
・役割分担を明確にし、決定した対応方針を教員間で共通理解する。

【関係機関との連携】

〇市教育委員会、警察、児童相談所、こども家庭センター等との連携協力を図る。

【重大事態への対応】

＜重大事態とは＞

〇生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
〇相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

＜発生時の対応＞

〇速やかに教育委員会に報告をする。
〇いじめ対策委員会を中心に事実関係を調査し、関係機関と連携して適切な対応を行う。
〇いじめを受けた生徒の保護者に対し、情報を適切に提供する。

継続指導・指導の見直し　→　いじめの解消　→　安全・安心な学校

第五中学校　いじめ防止対策　年間計画

令和８年４月３日作成

対策 委員会	市 ｱﾝｹｰﾄ	学校 ｱﾝｹｰﾄ	個人 面談等	関連する取組
4/6 4/12 4/30 6/22 8/26 11/16 1/28	10 月	月１回 4/28 6/9 7/7 9/8 10/20 11/10 12/8 1/12 2/9 3/2	５月 ７月 10 月 12 月 １月	・「学校いじめ対策委員会」を実施し、学校いじめ防止基本方針やいじめの認知の仕方と報告について確認を行う。 ・終礼等において、いじめに関連する報告等を職員全体で共有し、学校全体での協力体制を大切にする。 ・毎月、生活アンケートを実施し、実態を把握する。早期発見・早期対応につなげる。生徒がシグナルを出せる機会とする。 ・10 月には、無記名のいじめアンケートを実施する。 ・５月、10 月、１月には、教育相談アンケートを実施し、クラス担任が一人一人面談を行う。 ・７月、12 月には、通知表手交を三者面談形式で行う。家庭での様子や生徒が直接話しづらい話題も保護者から話していただける機会とする。
			毎日	・三行日記等を毎日回収することにより、常時の相談可能な体制づくりをする。何か気になるコメントがあれば、直接声をかけるようにする。
				・道徳の授業で、いじめに関する授業を実施する。ＳＮＳトラブルや相手の気持ちを考える内容等を扱う。
【いじめに関する研修】				
実施日：７/２４		内容：ＳＣによる「自傷行為、自殺ほのめかし等の理解と対応」		

今年度の取組の評価・改善点・来年度への引継ぎなど
